

平成24年第3回

笠置町議会定例会会議録

(第2号)

平成24年9月19日

京都府相楽郡笠置町議会

平成24年9月笠置町議会第3回定例会会議録（第2号）

平成24年9月19日

1. 出席議員（7名）

1番	杉岡義信	2番	福本宗雄
3番	松本俊清	4番	西村典夫
5番	上好忠次	6番	西岡良祐
7番	和田榮雄	8番	石田春子

2. 欠席議員（なし）

3. 地方自治法第121条による出席者

町長	松本勇	副町長	山口哲志
総務財政課長	田中義信	企画観光課長	山本和宏
建設産業課長	川西隆次	同和対策室長	増田好宏
住民課長	東達広		

4. 議会事務局出席者

議会事務局長	藤田利則	総務財政課長 補佐	前田早智子
--------	------	--------------	-------

開 会 午前9時30分

議長（石田春子君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成24年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（石田春子君） 日程第1、議案第26号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さんおはようございます。

議案第26号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第2号）についての提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額12億7,560万8,000円に、歳入歳出それぞれ5,642万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,202万9,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、当初予算が骨格予算であったため、一部事務組合の負担金等を現時点における確定金額として計上しております。

それ以外では、プレミアム発行支援事業20万円、安心・安全な商店街づくり支援事業136万円、交通安全対策工事600万円、防災備蓄倉庫設置事業50万3,000円を計上いたしております。

財源としては、国庫支出金、府支出金、地方交付税等を充てております。よろしく御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 皆さんおはようございます。

それでは、議案第26号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正額は、先ほど町長が申しあげましたとおり5,642万1,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ13億3,202万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入の方から御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税で、今回の補正額3,269万4,000円を計上しております。これは普通交付税の確定金額が5億5,269万4,000円で、当初予算5億2,000万円からの差額分を計上しております。

続きまして、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では414万1,000円の補正を計上しております。これは説明欄に記載してありますとおり、障害者自立支援医療給付事業等でございます。これは、今後の見込み者数を勘案しまして補正を計上しております。

続きまして、2項の国庫補助金、民生費国庫補助金につきましては、地域生活支援事業及び障害程度区分認定等事業補助金で17万9,000円を計上しております。これは、移動支援又は一時支援等の助成金の今後の見込み額を勘案しましての補正となっております。

続きまして、府支出金、府負担金、1目の民生費府負担金につきましては、これは先ほどの国庫負担金と同様の項目で、府費分を計上しております。

続きまして、総務費の府補助金で440万円、これは電源立地地域対策補助金で、内示金額として440万円でございますので今回計上しております。充当先は保育園の人件費へ充当しております。

続きまして、10ページでございますけれども、民生費の府補助金で地域生活支援等につきましても、先ほどの国庫補助金と同様のもので、府費分を計上しております。

商工費の府補助金につきましては、安心・安全な商店街づくりの支援事業ということで、81万6,000円を計上しております。これもまた詳しい内容につきましては、歳出のほうで担当課長のほうから説明あると思いますけれども、防犯カメラの設置事業で、補助率は2分の1でございます。

続きまして、18款の繰越金、1項繰越金、1目の繰越金につきましては、前年度繰越金で1,440万2,000円を計上しております。これは、過日の11日の決算認定におきまして繰越金として3,401万4,000円を翌年度の繰り越しということで、今回1,440万1,000円を計上しまして、合計で3,235万3,000円となっております。

続きまして、20款の町債でございます。臨時財政対策債として237万2,000円の減となっております。確定金額が5,162万8,000円ございましたので、当初予算からの差し引き分を減額しております。

続きまして、歳出に入らせていただきます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長のほうから御説明させていただきます。総務財政課の係る分について御説明させていただきます。

なお、一部事務組合の負担金につきましては、先ほど町長のほうから説明いたしましたとおり、当初予算が骨格予算であったため、現時点における確定金額を計上しておりますので説明は省略させていただきます。また、人件費につきましても、それぞれ目の組み替え等がございますので説明は省略させていただきます。

11ページの9目の防災諸費でございます。賃金の5万円から備品購入の45万3,000円、それぞれ計上しております。これは、防災備蓄倉庫の設置に係ります経費でございます。場所につきましては、産業振興会館付近を予定しております。

続きまして、徴税費の賦課徴収費でございます。これは、償還金及び割引料につきまして当初予算から既に歳出を出しております、今後の予算が必要ということで20万円をお願いしているところでございます。

続きまして、14ページでございます。1番下の8款の消防費、1項消防費、2目非常備消防費で77万6,000円の補正を計上しております。これは、修繕料としまして防火水槽のフェンスの修繕及び詰所のシャッターの修繕等を計上しております。

以上が総務財政課の所管する部分でございます。15ページ以降は、それぞれ性質別経費等の参考資料をつけております。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石田春子君） 次に、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

企画観光課が所管いたします予算について、御説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費、報酬で31万5,000円を弁護士報酬として計上しております。

次に、企画費の役務費で通信運搬、郵送料として4万8,000円を計上しております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

商工費、商工費、商工振興費、負担金補助及び交付金で、商工会のほうが実施主体として実施されます2事業、プレミアム商品券発行支援事業と、そして安心・安全な商店街づくり支援事業への補助金として156万円を計上しております。

プレミアム商品券発行支援事業につきましては、地域活性化を図るため商店街等が行うプレミアム商品券の発行に対し、支援ということで発行金額600万円ほどの発行を予定され

ていると聞いております。それに対しますプレミアム付加費用分、1割なんですけれども60万円、その付加費用分に対します3分の1の20万円を計上しております。これとあわせて、介護保険サービスを利用していない高齢者や、その家族の長年にわたる健康維持の努力や家族の介護の負担に報いるとともに、あわせて地域の活性化を図ることから、介護保険料の一部を返戻する目的で商工会等が発行するプレミアム商品券を、対象者に京都府のほうから交付される介護保険返戻地域活性化事業もこの中に含まれております。

それと、安心・安全な商店街づくり支援事業につきましては、商店街の安心・安全に資する施設の整備ということで防犯カメラの設置、これは4基ということで聞いております。それに対する支援ということで、補助率、補助費につきましては京都府のほうで事業費の6分の3の81万6,000円、町につきましては事業費の6分の2の54万4,000円、合わせて136万円分を計上させていただいております。以上でございます。

議長（石田春子君） 次に、住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

住民課が所管します歳出予算につきまして、御説明申し上げます。

11ページの下段からまいります。

11ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で今回903万6,000円を補正しております。内訳につきましては、まず委託料で3万4,000円、笠置町子育て支援医療制度改修委託料ということで、9月1日から町事業を拡充させていただきまして、それを国保連のスキームに乗せるために改修費が必要となったものでございます。

それから12ページにまいりまして、負担金補助及び交付金37万円、笠置町社会福祉協議会が発足して本年度30周年を迎えるに当たり記念事業が開催されます。笠置町補助金交付要綱に基づきまして37万円を予算計上させていただいたものでございます。

それから、扶助費863万2,000円でございます。自立支援医療給付費につきましては、主に厚生医療の今後の見込みを立てました差額を計上しております。それから障害者自立支援給付費につきましては、当初見込みより新たに給付決定がされた新規利用者がございましたので、その分の主に差額を計上したものでございます。それから障害者地域生活助成金支給事業につきましては、一時支援、移動支援という利用の見込み増に伴います差額を補正させていただきました。

続きまして、民生費、社会福祉費、老人福祉費、繰出金224万6,000円、介護保険特別会計繰出金として計上しております。

続きまして、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費で20万円、修繕料を計上しております。昨年度、遊具の点検事業を実施しまして、事業費が当初確定しませんでした、今回確定いたしましたのでスマイルセンターのブランコの修繕費を計上させていただいています。

それから、同款、同項、保育園費、賃金、アルバイト賃金16万1,000円でございますが、療養中の職員の療養が延期されまして、代替アルバイトの賃金を増加したものでございます。

それから、その次、衛生費、保健衛生費にまいります。内容は13ページからでございます。まず、診療諸費及び介護保険費につきましては、冒頭の町長の説明あるいは総務課長の説明でございましたように、当初と現在確定しております確定額との差額をそれぞれ計上しているところでございます。診療諸費につきましては176万4,000円、それから介護保険費につきましては7万5,000円の予算増額を計上しております。

それから、衛生費、清掃費、塵芥処理費1,179万7,000円でございます。これは、先ほど言いました理由も当然あるわけでございますが、この中に裁判の費用のテールアルメの鑑定費用がこの中に301万6,000円含まれております。

それから、し尿処理費400万でございます。この中には当然、当初との差額計上と、し尿汲みとり券、23年度でし尿券の販売額と請求額の差、いわゆる使用せずに24年度に持ち越している精算額を計上しております。それが166万8,000円ということで、合わせて400万円という計上をしております。住民課は以上でございます。

議長（石田春子君） 次に、建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。

建設産業課が所管いたします歳出の御説明を申し上げます。

ページは14ページでございます。

14ページの真ん中の欄で、土木費、道路橋梁費、道路維持費といたしまして600万円を計上させていただいております。工事請負費でございまして、交通安全対策工事600万円、これはちょうど笠置有市線、有市正司付近の落石防止網と、笠置広岡線と和田前線の交差点付近、3差路、いこいの館周辺の3差路の部分なんです、その側溝改良を計画しております。以上でございます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

今、課長のほうから13ページの塵芥処理費の中で、課長のほうから説明をいただきまし

た。クリーンセンター、テールアルメに関する裁判費用301万円ほどかかるということをお聞きしましたが、これは笠置町だけの費用なんですか。それとも3町村で負担する金額なのかお聞きしたいのと、今、テールアルメに関する裁判、どのような状況になっているのか、私ら全然わかりませんのでその辺の状況をお聞きします。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問で、負担金、テールアルメ裁判原因の鑑定追加負担金301万6,000円ということで説明させていただきましたが、当然3町村で応分の負担をしている金額でございます。

それから裁判の経過でございますが、担当町としては詳しく経過というのは報告受けておりますので、この場での説明は差し控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 今、課長のほうから裁判の内容は差し控えたいという答弁をいただきました。ちょっと意味がわからないんですけども、そういう私たちが現に負担もしているものですから、やはり私たちもどういう状況になっているから、これからどういう見通しになるのか、やはり知りたいですし町民の方もそういうことを当然知りたいと思われていると思いますので、かなりの負担もかかっておりますので、それはやはり知らせるべきだと私は思うんですけども、その辺どうですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） テールアルメの裁判につきましては、公判がかなりの回数に及んでいると思っております。そして、これからの裁判の行方なんですけど、今回は鑑定費用ということで、裁判の過程の中で何度も繰り返し繰り返し鑑定が行われてきております。今回の鑑定につきましては、これで最後だろうということを聞いているわけなんですけど、そのあとの行方については裁判のことではっきり言えませんが、大詰めに来たということだけは確認をとっているわけなんですけど、詳しい内容につきましては、また改めて御報告をさせていただきたいと思っております。私、今手元に資料持ち合わせておりませんので、また後の機会に詳しい説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 以前に、和東町の町長名でそういう裁判についての経過のようなものを折り込みでいただいたことはあります。それは全戸配付されたはずでありますから、やはり

町民の皆さんにやっぱり知っていただく、そういうことが一番大事ですので、そういう方法もぜひとっていただきたい、そのことをお願いしておきます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。3点ほど質問いたします。

まず、11ページの弁護士報酬31万5,000円というのが出されていますけれども、この弁護士というのは町の顧問弁護士に払っている報酬なんか、ちょっと。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えいたします。

この弁護士報酬につきましては、町長のほうが議会の初日、諸般の報告で裁判等の経過を報告されましたが、その分に係ります報酬でございます。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 桜の植樹の契約の件のやつですか。あれは町長おっしゃられたように勝訴ということになったんやから、向こう持ちいうことになるんじゃないんですか。相手持ちに。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） この弁護士費用ですが、弁護士に直接支払いする費用であります。全面勝訴ということで、裁判費用は原告側で持ちなさいという判決が出ております。その費用というのは、例えばその訴状に張る印紙代ですとか、そういったもろもろの経費を原告側で負担しなさいという意味で、弁護士の個々の報酬については雇った側がお支払いするということになっております。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） それは、その訴訟に上げられた裁判のために来てもらった弁護士の費用ということやね。それは、当初から町の顧問弁護士に対応してもらおうということでやってあったんじゃないんですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 町の顧問弁護士です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 町の顧問弁護士やったら、別にこの訴訟のために払うということは発生するんですか。その中で、報酬は払われていると思うんですけども、その中で処理されるべきものじゃないんですか。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 顧問料とは別のものであります。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） ではちょっとお尋ねしますけれども、その顧問料の仕事の範囲と、別に支払うというその辺のちょっと区分けを説明してもらえませんか。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。

顧問弁護士料というのは毎月、年間で一応契約をさせていただいております。その内容等につきましては、懸案事項、またもろもろの事務事業における相談等をそれぞれの課が顧問弁護士さんと電話なり、または直接来ていただいたなり、そういうことをやっております。

今回の桜の植樹の裁判につきましては、これは一つは訴えられたという部分で、我々としても弁護士を雇わなければなりません。その弁護士が顧問弁護士であったということでございます。それと、報酬につきましては、成功報酬という言葉で多分弁護士料を払っております。成功報酬というのは、勝訴すれば100%を支払いするわけです。逆に、例えば負けたとなった場合はゼロ円になるわけです。それが成功報酬ということで、弁護士の費用の支払いの仕方があります。

それと、先ほど町長が申し上げましたとおり、原告すべて裁判費用を支払いするというのは、先ほど町長が申した以外で、例えば公判等に係りますペーパー1枚のコピー代が50円とか、それに係る旅費とか、それはすべて原告のほうでというぐあいになっておりますので、うちのほうで発生するのは桜の植樹の裁判にかかわった部分での、そういう町とのやりとりの中での報酬ということで御理解をしていただきたいと、顧問弁護士と違うというのは、あくまで顧問弁護士というのはこういう件で弁護士費用を支払うではなしに、年間通じての笠置町での懸案事項と、その辺をちょっと理解していただきたいと思っております。以上でございます。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。ということは、単独の別の事件についてはその報酬を支払うと、そしたらこの31万5,000円の内訳というか、なぜ31万5,000円なのか、何回弁護士さんに働いてもらったのか、その辺お聞かせ願えますか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 弁護士は裁判中、口頭弁論だけでも7回ほど裁判所のほうへ行

っていただいております。それと、31万5,000円の根拠でございますが、裁判の中で主位的請求ということで220万、予備的請求として150万4,250円の合計370万4,250円の訴えというか請求はされておったんですけれども、その金額に対します1割、これは37万円になるんですけれども、若干減額をしていただいて30万、それに消費税を足しまして31万5,000円ということで計上させていただきます。以上です。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） それでは次、13ページの広域事務組合分担金（休日応急診療分）ということで92万6,000円出ておりますけれども、これは相楽会館のほうへつくられた応急のやつやと思うんですけれども、これの分担金の金額の分担方法、それと笠置町からこれが開設されてから応急診療を受けられた実績、それをお聞きしたいと思います。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問の一つにつきまして、利用者でございますが、今現在わかっております利用者は、7月集計現在で笠置町から1名外来、御利用があったという集計が出ておりました。

それからもう一つ、休日応急診療所の積算根拠でございますが、すみません、ちょっと資料が見当たりませんので、資料が見当たりまして再度お答えさせていただきたいと思っております。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） わかりました。というのはね、これ応急診療ということでできたのは喜ばしいことなんですけれども、なんせ南山城村、笠置にしても、和東にしても遠いですわな。そやから、どれだけの利用があるのかなと思って見とったんですけれども、7月末で1名しか笠置からは利用してないというような状態なんで、何かもうちょっと相楽東部連合ぐらいで、町長、こういう施設を考えていったらいいんじゃないかなと思うんですけれども、またその辺よろしくをお願いします。

それから、次移ります。もう1件、14ページの安心・安全な商店街づくり支援事業ということで136万、これ防犯カメラというか、そういうカメラ4基をつけて安全を確保していくということでやられるんですけれども、これは府からの補助金が6分の3か、町が6分のあと1ですか、そういうことで実施されるんで、府からの補助金でやるんですけれども、これあとつけてやるのはいいけれども、これの管理と維持保全というのは商工会でやっているということになっているんですか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。

まず、維持管理等につきましては商工会のほうで行っていただきます。それで、補助金の管理ですけれども、京都府のほうは6分の3で81万6,000円、そして町が6分の2で54万4,000円、そして6分の1、残りですね、それが商工会の自己負担というか、そういうことになっております。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） すみません。ちなみに4カ所の場所だけちょっと教えておいてもらえますか。

議長（石田春子君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えします。

商工会のほうから申請いただいておりますのは、郵便局の前の丁字路というんですか、あそこに3基、そして産業振興会館のほうから商工会のほうへ向いて1基というふうに申請出ております。以上です。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。杉岡君。

1番（杉岡義信君） 1番、杉岡でございます。

12ページの民生費の児童福祉総務ということで、遊具の修繕料20万という形で少ないんですけれども、遊具、修理ということは壊れているから修理するんであって、その修理が申請された時点において修理されるのか、住民課が、遊具があちこち置いてあるそれを見て、修理しなくてはなという形でとっておられるのか。

それとね、商工会、今防犯カメラ4基、これ支援事業で、これは住民課に聞いてるんです、されるんですけれども、こういう補助金でされるんならば、私が一般質問で言うたごみの集積所の不法投棄されるそこへ、そういう事業の補助金があったらそういうところへもすべきではないかと思うんですけど、それについてはどうですか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

遊具の関係でございますが、昨年度、遊具の緊急点検事業を実施させていただきまして取りかえ必要と、修理必要というところにつきまして、今回修理させていただくものでございます。日ごろ、当然担当のほうで点検には回っておるんですが、内部的なものにはやはりわかりませんので、去年一斉に児童公園につきましては点検業務を委託させていただいた結果、修理する

箇所が今回計上させていただいたということでございます。

それから、補助事業等で防犯カメラということでしたが、当然補助事業でできるメニューがあればさせていただくんですが、今のところ見当たらない。不法投棄につきましては苦慮しているところであると、以前、当然御質問いただいて監視カメラというふうな形で御要望いただいた中では、できる範囲で現時点で考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長（石田春子君） 杉岡君。

1 番（杉岡義信君） 課長、点検に回っていただいた、それは結構です。点検に回っていただいて、職員が回っていただいてね、これは直させないかんという形の中で見落とししたという部分はないですかね。もう完全につぶれて柱だけ立っているというやつがあるんですわ。これはどう見たって点検してその箇所が、忘れたということやないと思うんですけども、バスケの板がもう網なしに板がもう半分取れてしても柱だけ立っているんですよ。それは点検されていたら、これは直さないかんと思うその報告はなかったのかどうか。場所わかりますか。係長のうちの、あの有市の児童公園、多目的広場の集積所、あそこ違うんか、それにしたって住民課のあれやから、そういう遊具についてはまたそれなりに。

それとね、これ防犯カメラの補助金がもしあったらという、これ安心・安全な商店街づくりと、これでやっているんやけれども、安心・安全なまちづくり、商店街抜けたらまち、同じまちづくりと違うんかいな。そういうところへいろんな補助金の模索はでけへんのかいな。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問でございますが、住民課が所管しておりますのは児童公園でございます、今言われているところはほかの部局になるかと思えます。ただ、ほかの部局であろうとそういう事態があるのならば対応しなければならないと考えております。

あと、安心・安全まちづくり事業をごみ処理場等に利用できないかということにつきましては、これも企画のほうの補助金でございます、その中にメニューがあれば当然させていただけるかなと思えます。ただ、まだよく読んでおりませんので、この場での返答は御容赦いただきたいと思います。以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございせんか。松本君。

3 番（松本俊清君） 3 番、松本です。

1 1 ページの防災費の件なんですが、備蓄庫を 5 0 万 3, 0 0 0 円で建てると、これはまあ結構なんですが、その場所が振興会館と。それで中に入れる品物、現在東部にある物を分

けていかれるのか、それとも新しく買って設置されるのか。それと、振興会館に設置されたということになりますと、町民に対する比率からどういう割合にされるのか、ちょっとそういうところ、説明をお願いします。

議長（石田春子君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） お答えいたします。

備蓄倉庫の関係でございます。議員御指摘のとおり、現在東部のところで備蓄倉庫の中に備蓄の食べ物、また毛布等、また水防道具等を保管しております。ただ、これからはある程度の分散させた形の中で備蓄用品を集めておくほうがいいという思いもでございます。それともう1点が、やっぱり駅前、産業振興会館、いこいの館あたりがいざ防災の中での一番の拠点になるのではないかなという思いもでございます。よって、小さい倉庫でございますけれども、今回お願いしております。

ただ、備蓄品につきましては、議員もおっしゃっていたとおり、この年度ではちょっと買いませんけれども、来年あたりにまた備蓄品を購入する予定となっております。以上でございます。

議長（石田春子君） 松本君。

3番（松本俊清君） 松本です。13ページの、介護保険費7万5,000円追加なんです、笠置町として何名ぐらい入院されているんですか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

13ページの介護保険、老健施設7万5,000円、これは山城老健ということで御利用者のほう、今お聞きいただいていたと思いますのでちょっとお待ちくださいね。

現在6名御利用いただいています。以上でございます。

議長（石田春子君） 松本君。

3番（松本俊清君） 続きまして、同じ13ページなんです、衛生費、ここで1,179万7,000円というのを補正されているんですが、これはこれで結構なんです、これ広域連合として焼却炉の耐火年数はどうなっているのか、今度これぐらいのあれで引き継いでいくのか、また新しくなるとこの計算も変わってきますんで、そういう先のことについてちょっと補足説明をお願いします。

議長（石田春子君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをいたします。

東部塵芥の焼却ということでございますが、焼却炉の耐用年数は今のところ聞いてはおりませんが、施設そのものの地元との協定があと7年で切れるということは聞いております。後の施設につきましても、これからやはり真剣に検討に入っていかなければならないだろうと、そんなふうに思っているところですが、やはりこれからごみ問題についてはそれぞれの行政、大きな課題になってこようかと思しますので、今後真剣にこの東部塵芥、今、東部塵芥と言わないんですかね、連合のほうでやっております和東町のじんかい処理については検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） この採決は挙手によって行います。議案第26号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、議案第26号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（石田春子君） 日程第2、議案第27号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第27号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,045万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,657万8,000円とするものです。

主な提案内容は、歳入では前期高齢者交付金の確定、保険給付費の増加に伴う療養給付費交付金等の追加、歳出では保険給付費の予測の見直しにより増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

それでは、歳入のほうから御説明申し上げます。ページは6ページからになります。

まず、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金で補正額563万9,000円を補正してございます。

この主な分につきましては、給付費のほうでの約3,900万の増、それから控除財源である前期高齢者交付金、約2,300万の増によるその相殺によります増額でございます。

次に、同じ款項の高額医療費共同事業負担金114万3,000円、この分につきましては別紙歳出の456万9,000円を歳出のほうで補正しておりますが、その4分の1を定額を補正してございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金、財政調整交付金のほうで149万2,000円を補正しております。これは国庫負担金と同様の理由により増額補正をしております。

それから、その次に療養給付費交付金でございます。1,553万6,000円、説明にも記入しておりますとおり、退職者医療に係る交付金でございます。歳出のほうで退職者医療制度の給付額の増加に伴って交付金が増額したというふうに御理解いただきたいと思えます。

それから、6ページ下段、前期高齢者交付金2,341万5,000円ですが、確定額との差額を今回計上させていただいております。

次のページ、7ページにまいりまして、府支出金、府負担金、高額医療費共同事業負担金114万3,000円でございますが、国庫負担金と同様でございます。

次に、府支出金、府補助金、府補助金116万1,000円でございますが、これも国庫負担金と同様でございます。率は7%でございます。

それから、繰越金でございますが、歳入歳出不足財源として2,092万2,000円を計上してございます。

歳出にまいります。

8ページ、保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費、退職被保険者療養給付費それぞれ2,874万5,000円と1,088万6,000円を増額補正しております。いずれの給付費につきましても、当初の見込みを24年度は実績4カ月ほど、実績で見られたわけでございますが、当初の予定を大幅に上回った医療費がございまして、それに見合った歳出の差額を補正させていただいております。

それから、その次に保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費、それから退職被保険者等高額療養費、これもあわせて一般、退職ともの療養給付費がふえることに伴って、

この高額療養費も引きずられて上昇してくるという現象でございますので、それぞれ1,015万5,000円、465万円というふうな増額補正を計上させていただいております。

それから8ページ下段、後期高齢者支援金につきましては、確定額との差81万円を補正しております。

それから9ページにまいります。

介護納付金につきましては、確定額との差28万5,000円の補正、それから次の共同事業拠出金、共同事業拠出金、高額医療費共同事業医療費拠出金、これが、先ほど国庫なり府で歳入のほうで4分の1ということをお説明申し上げましたが、そのもとが456万9,000円という、今回確定による差額を計上させていただいた増額額でございます。

それから、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で735万1,000円、昨年度の国・府精算による返還金を計上させていただいております。

それから、予備費につきましては、本年度の医療費の激変動向を加味しまして300万円を増額し、計500万円の予備費に増額したものでございます。以上でございます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

この補正額を見ますと、当初予算の30%強の補正というふうな額になっておりますけれども、先ほど説明の中で、今年度に入って4月から4カ月たちますけれども、この間に医療費が物すごくかかっているというお話でしたけれども、これ医療に係る数がふえたのかあるいはその一つの医療費の中で高額的な医療費がふえているのか、その辺の傾向はちょっとどういうふうになっていきますか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまのご質問でございますが、入院が主な医療費のメインを占めていまして、入院されるときはおおむね限度額認定証というのを窓口に来られます。24年度の実績については、まだきちとした数字は出ておりませんので、窓口での感触という形で言わせていただきたいと思います。件数も若干ふえています。これは高齢化によるものか、自然増なのかあれなんですけれども。それと、あとやはり今回高度医療が施行された件が二、三やはりございまして、その分が影響しているのかなというふうに推察しております。以上です。

議長（石田春子君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） 件数ふえるのはやむを得んかなと思うんですけれども、その高度医療いうかね、先進的な医療受けたら当然高くなると思うんですけれども、その辺の保険としてあれしていくという、限度額とかそういうのは別にないわけですか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 当然、自己負担額としては限度額というのを所得に応じて、上位所得者、一般所得者、低所得者それぞれに1カ月の自己負担額の限度額が定まっております、保険診療についてはそれ以上払わなくてもいいという、制度的にいいですと、後から請求できるのを前もってもう病院の窓口でそれ以上払わなくてもいいという制度でございまして、病院の窓口で払っても後ほどその領収書等を持って現金還付ということもできますので、その辺はちょっと御了解いただきたいんですけれども、そういう制度がございまして限度額としてはそういうことになっております。

それから、使われたか使われてないかは定かではないんですけれども、保険診療外の超高度の医療というのは自己負担額で、制度的には今やられています。それについてはちょっと関知しておりません。以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第27号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、議案第27号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより10分間休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時43分

議長（石田春子君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（石田春子君） 日程第3、議案第28号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第28号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、10月から簡易水道の料金改定に伴うもので、歳入歳出金額の総額7,962万5,000円に増減はなく、歳入のみの補正を行うものでございます。

主な補正内容は、使用料の増額、一般会計繰入金の減額でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 失礼いたします。

平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件の御説明を申し上げます。

議案書、一番最後の4ページでございます。

今回の補正は、ただいま町長の説明にもございましたように、10月からの料金改定に伴うものでございまして、歳入の中で料金収入の増額になる分につきまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

議案書の説明を申し上げます。

歳入といたしまして、使用料及び手数料、使用料、衛生費使用料といたしまして331万を補正計上させていただいております。現年度の使用料でございまして、内訳といたしましては基本料金118万7,000円、超過料金212万3,000円でございます。

続きまして、繰入金、一般会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして331万円、先ほどの使用料の増額の分の逆の、今度は減額でございます。一般会計繰入金といたしまして331万円減額、その内訳といたしまして同対分19万1,000円、人件費等財源の補填分が350万1,000円の減額でございます。

歳出の補正はございません。以上でございます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。まず原案に反対者の発言を許します。福本宗雄君。

2番（福本宗雄君） 反対討論。

近隣自治体ではやっていない同和減免を続けるのは、法的根拠もなく、不公平なまちづくりだと6月議会で指摘し、所得の低い人などに適応できる一般減免にすべきだと反対しました。

今回はその条例に基づき、料金の増加分を補正する予算です。条例は通りましたが、法的根拠がないものは賛成多数であっても間違っています。よって、補正予算にも反対をします。

議長（石田春子君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第28号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手多数です。したがって、議案第28号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（石田春子君） 日程第4、議案第29号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第29号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,821万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2億1,708万2,000円とするものです。

主な提案内容は、歳入では保険給付費の追加に伴います国庫支出金、支払基金交付金等の増額、歳出では主に短期入所、施設利用の予測の見直しによります保険給付費の増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

予算の説明に入ります前に、西村議員さんのほうから休日診療のほうの御質問がありましたのがわかりましたので、ちょっとこの場をかりまして御説明申し上げます。

休日診療の負担金でございますが、固定的経費、運営的経費という経費に2種類に分けま

す。固定的経費というのは、表現的にはちょっと正しいかわかりませんが、黙っていても要る経費でございまして、これにつきましては市町村割100%、それと、運営的経費につきましては人口割50、受診者数割50ということで負担金のほうを決定されております。失礼いたしました。

それで、介護保健のほう、御説明申し上げます。

6ページの歳入からお願いいたします。

まず、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金でございまして。

以下、これから説明いたします歳入につきましては、主に施設介護、居宅介護費用の増額に伴います各負担金、補助金の増額でございまして。

まず、介護給付費負担金では303万4,000円、それからその次の国庫補助金のほうの調整交付金では107万5,000円、それから次の支払基金交付金の介護給付費交付金では521万1,000円、続きまして府支出金、府負担金、介護給付費交付金につきましては280万6,000円、繰入金につきましては法定繰入金、介護給付費繰入金224万6,000円、繰越金につきましては、歳出不足財源384万6,000円を計上しているものでございまして。

次のページ、歳出にまいります。

保険給付費、介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費309万9,000円計上しております。主な理由としましては、短期入所の利用増、いわゆるショートステイの利用増と、それから3目施設介護サービス給付費で898万7,000円、これはもう利用者といいますか利用件数の増ということでございまして。

それから、6目居宅介護サービス計画給付費、利用者給付費の増に伴いますケアプラン作成費の増ということでございまして。

その次の款、保険給付費、その他諸費、審査支払手数料につきましては、件数等の増により1万6,000円補正させていただいております。

続きまして、7ページの下段、保険給付費、高額介護サービス等費、高額介護サービス費につきましては、当然利用者の増がふえますと、低所得者利用者数の増がふえますのでその関係で給付費がふえると、61万増額させていただいております。

それから8ページ、保険給付費の特定入所者介護サービス等費、目も同じでございまして351万、これも高額介護サービス費と同様に低所得者層の利用の増ということで上げさせていただいております。

それから最後に諸支出金、償還及び還付加算金、償還金で23万5,000円、23年度の国庫負担金と精算返還金でございます。以上でございます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第29号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、議案第29号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（石田春子君） 日程第5、議案第30号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第30号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ54万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,697万8,000円とするものです。

提案内容は、本年度より健康増進推進事業としまして、人間ドック助成事業を実施いたします。その増額補正でございます。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石田春子君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達広君） それでは御説明申し上げます。

6ページの歳入から、諸収入雑入のほうで特別対策事業補助金として54万6,000円の歳入を打っております。

それに係ります歳出でございますが、7ページ、保健事業費として人間ドックの委託料54万6,000円をみておるところでございます。75歳以上の人間ドックの開始を、今年度より開始させていただきます。以上でございます。

議長（石田春子君） これから質疑を行います。福本君。

2番（福本宗雄君） 今回の補正では、14人分の人間ドックの予算がつかしました。本人負担や手続など、詳しい説明をお願いします。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

人間ドックで14人ということで、短期、日帰り、それぞれまだ実績がございませんもので、7人ずつ計上させていただきました。それと、あと費用負担でございますが、現時点では本人負担、国保のほうと同様に3割負担をお願いする予定でございます。国保運営協議会のほうでも、人間ドックを受診は当然悪いことではないんですが、住民健診のほうの受診率を上げると、やはり人間ドックはちょっと別格なもので、人間ドックを受ける前に住民健診を受ける方法も啓発するというふうなことも認識しておりますので、3割負担を国保と同じような形でお願いすると。

ちなみに、これは毎年病院のほうと協議をするわけでございますが、外来の場合、男女違うんですけれども、約でお聞きいただければいいんですが、検査料金、外来日帰りでございますが4万数千円、本人負担は1万数千円、二、三千円、そういうふうな形、それから短期につきましては、大体おおむね6万6,000円前後かかる、本人負担は約2万円というふうなことで実施を考えております。以上でございます。

議長（石田春子君） 福本君。

2番（福本宗雄君） 私は、昨年12月議会の一般質問で、75歳以上の方も人間ドックを受けられるよう主張しました。今回の75歳以上の方の人間ドックの補正予算を歓迎します。健康で長生きはだれもが望むものです。ぜひ周知徹底と利用促進に力を入れてください。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。西村君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

ただいまの後期高齢者特別会計は、京都府の市町村で運営をされておりますが、先般、京都府の副市長、副町長の集まりの中で、京都府がこれに参入したいと、そういう意向を示され、その場でもメリットとかデメリットがいろいろ質疑をされたと聞いております。そこに副町長も参加されているとは思いますが、笠置町としてどのように判断をされるのか、その辺をお聞きします。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） ただいまの西村議員の質問にお答えしたいと思います。

たしか9月の初めごろだったと思いますけれども、府下の副市町村長会議がございまして、これは定例的に月2回は副市町村長会を実施しております。今回は、国民健康保険の絡みで、京都府は一本化という話が出てございまして、そういうような話の中で、京都府が後期高齢の広域連合のほうに参入するという前提での話であります。ただ、やはり加入するとなれば京都府議会の条例等などの関係もありますし、それぞれの町村の条例等もございまして、その辺の整理が済み次第、即加入という形になろうかと思っております。

ただ、私たちのような小さな自治体にとりましては、やはり一本化をしていただくほうが、やはり財政的にもゆとりも出てきますし人員的にも楽ですので、できれば一元化をされるほうがいいだろうと。ただ、その場でも出ておったんですけれども、分母の、国保の加入、分母のとらまえ方です。最大で600倍の開きがあります。その辺をどうするんかという部分とあわせて負担金の問題もありますし、一番関心なのは保険料の問題であります。その辺を今後また副市町村長会議等で詰まってくると思っておりますし、事務レベルでもそういうようなものは詰まってくるだろうというふうに思いますけれども、一定その辺が詰まっていけば、最終的には12月もしくは3月議会で条例が提出できればなというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（石田春子君） 西村君。

4番（西村典夫君） 私は、保険料のこととかいろいろ心配もする面もございまして。笠置町の議会でも議決をされる、そういうことで認識していいですか。

議長（石田春子君） 副町長。

副町長（山口哲志君） 当然、連合の条例が変わってきますので、当然各市町村の条例も変わってくると思っておりますので、当然議会の議決は要るか、またそのときに御議論をいただければというふうに思います。以上です。

議長（石田春子君） ほかにございせんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

先ほどの、この人間ドックの件ですけれども、75歳以上の方も人間ドックを受けて予防的に診療してもらうということは大変結構なことやと思っておりますが、国保の状況等からいっても、町でやっている年に1回の健康診断ですか、あれの受診率というか、それがまだ5割までもいってないと思うんですけれども、そやからこれはまあ負担にしても、人間ドックやったら1万、2万とかいう自己負担も要ってきますんで、なかなか行きにくい方もおられると思っておりますから、まず町内でやっている健康診断、これに毎年受けてもらえるように、その

辺の奨励をもっと考えてもらって受診率を上げていって予防、治療するというふうに持って  
いってもらいたいと思うんですけれども、その辺住民課長どうですか。

議長（石田春子君） 住民課長。

住民課長（東 達広君） 失礼いたします。

住民健診につきましては、年齢関係なく受けていただいて、後期高齢者にしろ、国保加入  
者にしろ、安く基本項目プラス追加項目、いろいろ笠置町独自でしております。そういうふ  
うな健診を受けていただけるよう、今議員がおっしゃられました形で、毎年工夫はしている  
んですけれども、なかなか受診率が上がらないというのが現状ですが、より一層頑張ってい  
きたいと思います。言われる形で実施、より一層したいと思います。以上でございます。

議長（石田春子君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（石田春子君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第30号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特  
別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（石田春子君） 挙手全員です。したがって、議案第30号、平成24年度笠置町後期高  
齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（石田春子君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は9月21日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時10分